

東海市告示第97号

東海市税等に係る納付事務について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の2の3第1項の規定による指定をしたため、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年4月1日

東海市長 花田勝重

1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

名称	事務所の所在地
三菱UFJニコス株式会社	東京都文京区本郷三丁目33番5号

2 法第231条の2の3第1項の規定による指定をした日

令和6年3月28日